

令和8年度 安全装置等（後方視野確認支援装置・側方衝突監視警報装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）導入促進助成金事業実施要領（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。
対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月末日
3. 助成対象装置 次に掲げる別紙記載の装置で、装着にあたって、道路運送車両の保安基準に抵触しないもの。（1）から（3）の装置は、後付け装置を対象とする。 ※別紙、助成対象機器一覧を参照。
 - （1）後方視野確認支援装置
 - （2）側方衝突監視警報装置
※車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方に装着した装置に限る。トラクタ・トレーラに装着する場合は、第5輪荷重が8.5t以上のものを対象とする。
 - （3）呼気吹込み式アルコールインターロック装置
 - （4）IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の導入に限る）
但し、千ト協の「アルコール検知器導入助成」を受けた装置は対象外
4. 申請受付期間 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - [※] 携帯型アルコール検知器の場合は提出不要
 - (1) 令和8年度 安全装置等導入促進助成実績報告書
 - (2) 装着車両一覧表[※]
 - (3) 装置装着証明書[※]
 - (4) 装着車両の自動車検査証記録事項のコピー[※]
※受付日時点で有効期間内のもの
 - (5) 購入の場合…装置単価の記載がある請求書等のコピー
領収書・インターネットバンキングの振込結果(確定済・承認済等)のコピー
 - (6) リース・割賦の場合…装置単価の記載がある見積書のコピー
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー

| |
|--|
| 登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等 |
| 登録番号等の記載なし：リース契約書・割賦販売契約書等に加え、借受証・物件受領証等 |

 - (7) Gマーク認定書のコピー（携帯型アルコール検知器の場合のみ添付）

6. 助成金額 ・助成対象装置（１）、（３）、（４）は車両一台につき対象装置の取得価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2として上限2万円とする。

※IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、車両に装着する装置ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に助成対象とする。

・側方衝突監視警報装置は車両一台につき取得価格（取付工賃・消費税を除く）の1/2として上限10万円とする。

・取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合は、小数点以下の値は切捨てる。

※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。

7. 留意事項 後方視野確認支援装置の取り扱いについて

(1)側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の1/2（上限2万円）を助成する。この場合、後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の1/2（上限2万円）を助成する。

(2)既に導入されていた装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、買い換えた装置の取得価格の1/2（上限2万円）を助成する。